

定 款

株式会社パピレス

# 株式会社パピレス 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

当社は、株式会社パピレスと称し、英文ではPAPYLESS CO., LTD. と表示する。

### 第2条（目 的）

当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

- 1) 情報通信システムを利用した各種情報の収集ならびに情報の提供サービス
- 2) 情報通信システムに係る機器およびソフトウェアの開発、販売、貸付ならびに保守サービス
- 3) コンピュータ関連の映像情報ソフトおよび各種映像番組の制作、販売
- 4) ニューメディアに関する情報の調査および提供
- 5) ニューメディアに関するシステム開発および販売
- 6) データ入力ならびに計算処理の受託とオンラインサービス
- 7) 各種出版物の企画、発行ならびに販売
- 8) 広告宣伝に関する企画、制作および代理店業
- 9) 経営コンサルティング業務
- 10) 前各号に付帯関連する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第14条（招集地）

株主総会は、本店所在地、その隣接地または東京都において招集する。

#### 第15条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 19 条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 20 条（員 数）

当会社の取締役は、7 名以内とする。

#### 第 21 条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 22 条（解任方法）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 23 条（任 期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第 24 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第 25 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 26 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 27 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 28 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- ②前条の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

#### 第 29 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 30 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 31 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 1 百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 32 条（員 数）

当社の監査役は、4 名以内とする。

#### 第 33 条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 34 条（任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 35 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第38条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第39条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は1百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

#### 第40条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第41条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第42条（会計監査人の報酬）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

#### 第43条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### 第44条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第45条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をするこ

とができる。

#### 第 46 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### 附則

#### 第 1 条

変更前定款第 16 条の規定の削除および変更後定款第 16 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ②施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

- ③本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

以上、株式会社パピレスの定款変更の為、本定款を改版し、代表取締役は次に記名押印する。

令和4年6月24日

株式会社パピレス  
代表取締役 松井 康子